

## 要支援1・2の訪問介護、通所介護のご利用について

要支援1・2の方の訪問介護（ホームヘルパー）と通所介護（デイサービス）が「訪問型サービスA」、「通所型サービスA」として実施されます。

また、介護認定をされていなくとも基本チェックリスト\*1で該当した方は本サービスを利用できるようになりました！

### ※1 基本チェックリストとは

20項目の生活アンケートを行い、運動機能低下や認知症の有無を調べるものです。今年度からサービス対象者は、基本チェックリスト該当者と、要支援1・2の方が含まれます。

平成29年度まで

平成30年度から

対象者：要支援1・2の方  
サービス名：訪問介護  
通所介護

変わります

対象者：要支援1・2の方と  
基本チェックリスト該当者  
サービス名：訪問型サービスA  
通所型サービスA

※ サービス内容については、大きな変更はありません。  
一ヶ月に利用できる回数は決められています。



### 訪問型サービスA

対象者：要支援1・2の方と基本チェックリスト該当者

内容：生活支援（身体介護はケアプランが必要）

利用回数：1回/週（月5回まで）2回/週（月9回まで）3回/週（月12回まで）

利用料：月9回まで292円/回 月12回まで309円/回

事業所：やまと・たんぼぼ・りんどう・きらら・すまいる

### 通所型サービスA

対象者：要支援1・2の方と基本チェックリスト該当者

内容：健康観察・機能訓練・レクリエーションなど

利用回数：1回/週（月4回まで）2回/週（月8回まで）

利用料：月4回まで468円/回+食事代など 月8回まで450円/回+食事代など

事業所：復健館・やすなが・風ノ木・あおぞら・彩雲苑・瀬戸病院  
やまと・蘇望苑・そよかぜ・けあふる

※ 訪問型・通所型いずれもサービスの対象者は山都町民に限ります。

サービスの利用にあたっては、担当のケアマネジャーまたは山都町地域包括支援センターにご相談ください。

問合せ先 山都町地域包括支援センター ☎ 72-1677

## 介護保険料を改定します

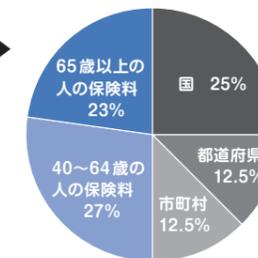
介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して自立した生活が送れるように、社会全体で支えていく社会保障制度です。

### 介護保険制度の財源

介護保険料は3年ごとに見直しを行い、山都町では今後3年間の介護サービス給付見込額などを計算し、下表のとおり改定しました。

一人ひとりの保険料は大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

財源の内訳▶



### 平成30年度～平成32年度 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

所得段階	所得基準	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	基準額 × 0.45	3,150円	37,800円
第2段階		基準額 × 0.75	5,250円	63,000円
第3段階		基準額 × 0.75	5,250円	63,000円
第4段階	世帯員に住民税が 課せられているが、 本人は非課税	基準額 × 0.90	6,300円	75,600円
第5段階		基準額	7,000円	84,000円
第6段階	本人が住民税課税	基準額 × 1.20	8,400円	100,800円
第7段階		基準額 × 1.30	9,100円	109,200円
第8段階		基準額 × 1.50	10,500円	126,000円
第9段階		基準額 × 1.70	11,900円	142,800円

### 保険料はどのように納めます

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 納付書または口座振替			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	← 確定した年間保険料（12ヶ月分）を10期に分けて納付 →											
特別徴収 年金から差し引き	1期		2期 仮徴収		3期		4期		5期 本徴収		6期	
	← 前年度6期の保険料と同額を差し引き →						← 確定した年間保険料から既に納めた保険料分を差し引いて、残った金額を3期に分けて納付 →					

問合せ先 福祉課 高齢者支援係 ☎ 72-1229